

I. 令和7年度関税改正を巡る諸情勢

A Iの発展やデジタル化の進展等の技術革新、厳しさを増す安全保障環境など、税関を取り巻く経済・社会情勢が急速に変化する中で、関税政策と税関行政を的確に遂行していくことが重要である。

こうした中、越境電子商取引の一層の拡大に伴う輸入貨物の急増や、入国旅客の大幅増への対応に加え、深刻さを増す不正薬物や巧妙化する金地金の密輸、高水準で推移する知的財産侵害物品の輸入差止、ロシア等に対する経済制裁の実効性確保や軍事転用のおそれのある製品・技術の不正輸出等防止など、これまで以上に効果的・効率的な水際取締りが求められている。加えて、来年に控えた大阪・関西万博など、国際イベントが円滑かつ安全に開催されるよう、関連貨物の迅速通関とともにテロ対策についても引き続き万全を期す必要がある。

経済成長促進の観点からは、CPTPP、日EU経済連携協定、RCEP協定といった大型のEPAが次々と発効したことで、我が国の貿易総額の約8割を占めるに至ったEPA等発効済みの国・地域との貿易において、EPA等の利用機会の更なる拡大を見込んだ、より一層の利用促進支援を進める必要がある。また、国際物流動向を踏まえた保税制度の利活用を進めることも重要な課題である。

財務省及び税関においては、こうした経済・社会情勢の急速な変化の中で、行政としていかに日本経済に貢献できるかという視点を持ちつつ、円滑な物流・人流の確保と水際取締りの間の的確なバランスを見だし、世界最先端の税関の実現に取り組んでいくことが肝要である。

その実現に当たっては、「スマート税関の実現に向けたアクションプラン 2022」(令和4年11月公表)に掲げられた、先端技術を活用した取締・検査機器の適正な配備、審査・検査・事後調査を含めた税関の体制の整備・充実、貿易関係者等へのきめ細やかな情報提供、世界税関機構(WCO)や国内外の関係機関・関係事業者等との連携強化、税関手続の一層のデジタル化などの施策について、公表された工程表に沿って引き続き取り組んでいくことが必要である。

こうした取組に加え、急速に変化する経済・社会情勢等に即した適切な関税率の設定・関税制度の整備等を通じて、税関の使命である「安全・安心な社会の実現」、「適正かつ公平な関税等の賦課・徴収」、「貿易円滑化の推進」の着実な遂行を図る観点から、令和7年度において、下記の改正を行うことが適当である。

Ⅱ. 令和 7 年度関税改正についての考え方

1. 暫定税率等の適用期限の延長等

(1) 暫定税率の適用期限

暫定税率は、政策上の必要性等から、適用期限を定めて基本税率を暫定的に修正する税率である。その水準及び必要性については、常に見直していくべきものであり、適用期限の延長に際しては、国内の生産者及び消費者等に及ぼす影響、国際交渉との関係、産業政策上の必要性等を考慮する必要がある。

上記の考え方に沿って検討を行った結果、令和 7 年 3 月 31 日に適用期限が到来する 411 品目に係る暫定税率について、その期限を令和 8 年 3 月 31 日まで延長することが適当である。

(2) 特別緊急関税制度

特別緊急関税制度は、ウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化された農産品について、関税化に伴う輸入急増時等の安全弁として設けられた制度である。

同制度の対象となる品目は、WTOドーハ・ラウンド交渉やEPA等に係る交渉の対象となり得るものであり、国際交渉の状況を予断なく注視する必要があること、引き続き国内産業を保護する必要があることから、令和 7 年 3 月 31 日に到来する適用期限を令和 8 年 3 月 31 日まで延長することが適当である。

(3) 加糖調製品に係る暫定税率

加糖調製品は、砂糖と砂糖以外のココア粉やミルク等の混合物であり、菓子類や飲料等の原料として幅広く使用され、国内の砂糖需要を一部代替している。

CPTPPにおいて加糖調製品に関税割当制度が導入される等の譲許がされたこと等により国内産糖への支援に対する影響が懸念されたため、「総合的なTPP等関連政策大綱」（平成 29 年 11 月 24 日TPP等総合対策本部決定）に基づき、CPTPP発効時に糖価調整制度における調整金の対象に加糖調製品が追加された。

糖価調整制度の目的は、甘味資源作物に係る農業所得の確保、国内産糖の製造事業の経営安定その他関連産業の健全な発展を通じ、国内産糖の安定的な供給の確保を図ること、国民生活の安定に寄与することである。

これを踏まえ、加糖調製品に係る暫定税率については、

- ・ 加糖調製品と国産の砂糖の価格差は足元で縮小しているものの、依然として価格差が認められること
- ・ 加糖調製品全体の輸入量は減少傾向にあるが、今後再び加糖調製品の輸入量が増加傾向に転じる可能性も否定できないこと
- ・ 甘味資源作物の生産費削減を含む国内産糖に係る競争力強化等に係る取組が進められていること
- ・ 暫定税率の引下げにより確保した調整金を原資とした原料糖の価格調整により国産の砂糖の価格上昇が抑制され、消費者の利益に寄与していると評価できること

- ・ こうした状況を踏まえ、農林水産省は、糖価調整制度の目的に照らして国内産糖への支援の原資となる調整金を拡大する方針であること

などを総合的に勘案した結果、加糖調製品のうち5品目（ココアの調製品、ミルクの調製品等）について、調整金の拡大が可能となるよう、令和7年度のCPTPP税率の設定状況等を踏まえ所要の暫定税率引下げを行うことが適当である。

他方、今後の加糖調製品に係る暫定税率の設定においては、農林水産省に対して、加糖調製品と国産の砂糖の価格差及び需給の動向、国内産糖に係る競争力強化の取組状況、暫定税率の引下げによる政策効果について、消費者の視点も踏まえつつ、検証及び報告を求めるとともに、食料の安定的な供給等における砂糖及び加糖調製品の位置づけを踏まえた関連制度の今後の在り方及びその在り方の実現に向けた具体的な取組みを進め、それらの進捗等についても明らかにすることを求めることが適当である。

(4) 給食用脱脂粉乳に対する関税軽減措置の見直し

現在、幼稚園、小学校等の学校及び児童福祉施設等において提供される給食用脱脂粉乳については、発育途上にある児童や生徒の心身の健全な発育等を図ることを目的として、関税の軽減措置が講じられている。今般、全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充を図る観点から、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、児童福祉法上に乳児等通園支援事業が新設されることとなった。

乳児等通園支援事業の実施に当たっては、既に関税軽減措置の対象となっている施設と同程度の水準を確保した上で認可が必要になる等、行政による関与を受けることとなるため、現行の給食用脱脂粉乳に対する関税軽減措置の対象施設の考え方と照らしても整合的である。

以上を踏まえ、令和7年4月より新設される乳児等通園支援事業を行う施設において児童に提供される給食用脱脂粉乳について、関税軽減措置の適用対象に加えることが適当である。

(5) 「リチウム＝ビス（オキサラト）ボラート」の暫定税率化

リチウム＝ビス（オキサラト）ボラート（LiBOB）は、電気自動車等に使用されるリチウムイオン電池（LIB）用の電解液に使用される添加剤であり、LIBの寿命と出力を向上させる効果を持つことから、国際公約である「2050年カーボンニュートラル実現」等を達成する上で、引き続き高い需要が見込まれる化学品である。

当該品目については、原料調達の難しさやコスト等を理由に、現在、国内生産者は存在せず、当分の間は国産化の可能性が低いことから、引き続き全量を輸入する状況が続くと予想される。従って、当該品目に適用される関税を無税とすることは、仕入れに係るコストの低減を通じて、関連国内産業の競争力強化に資すると認められる。

他方、特定重要物資であるLIBを含む蓄電池のサプライチェーンに係る物資については、安定的な供給の確保が肝要である。従って、代替品の開発・生産支援を将来的に行う可能性も含めて、関連サプライチェーンの将来的な展開をよく見極める必要があるため、暫定税率を無税とすることが適当である。

(6) 沖縄に係る関税制度上の特例措置（選択課税制度等）

沖縄振興特別措置法（以下「沖振法」という。）に基づき、国際物流拠点産業集積地域（以下「国際物流地域」という。）における関税制度上の特例措置として、選択課税制度及び保税蔵置場等の許可手数料の軽減措置が講じられており、令和7年3月31日にその適用期限が到来する。

選択課税制度及び保税蔵置場等の許可手数料の軽減措置は、国際物流地域における企業誘致の観点から一つの魅力になっていると考えられるほか、国際物流地域における企業集積及び新規雇用者数の増加等にも寄与し得ると考えられる。

以上を踏まえ、国際物流地域における更なる企業集積等を図るため、選択課税制度及び保税蔵置場等の許可手数料の軽減措置の適用期限を令和9年3月31日まで2年間延長することが適当である。

また、沖振法に基づく国際物流地域の範囲が見直される場合には、国際物流地域における更なる企業集積等を図るため、見直し後の国際物流地域においても、これらの制度の適用を認めることが適当である。

2. 個別品目の関税率の見直し

(1) 「シクロヘキシル（エチル）（ジメチル）アンモニウム＝ブロミド」及び「シクロヘキシル（エチル）（ジメチル）アンモニウム＝ヒドロキシド」の関税率の見直し

「シクロヘキシル（エチル）（ジメチル）アンモニウム＝ブロミド（CEDMAB）」及び「シクロヘキシル（エチル）（ジメチル）アンモニウム＝ヒドロキシド（CEDMAH）」は、ディーゼルエンジンの排ガス浄化に使用されるSCR触媒に用いられるゼオライトの原料であり、国内外における自動車排ガス規制の強化への対応に向けて、需要拡大が見込まれている化学品である。

当該品目については、その用途がSCR触媒に用いられるゼオライトの製造原料に限られており、需要が限定的であるため、国内生産者は存在せず、今後も引き続き全量を輸入する状況が続くと予想される。

以上を踏まえ、調達安定性の確保及び国内ゼオライトメーカー等の国際競争力の維持を図るため、CEDMAB及びCEDMAHに係る基本税率を無税とすることが適当である。

(2) 1,6-ヘキサンジオールの関税率の見直し

1,6-ヘキサンジオールは自動車向けの合成・人工皮革をはじめ、塗料や接着剤などの幅広い製品に加工される各種化学製品の間接材料として利用される化学品であり、最終製品には国民生活に密接に関わるものが多く、引き続き高い需要が見込まれる。

当該品目については、国内生産は既に終了し安価な海外製品が市場に出回っていることに加え、国内生産の再開には多額の費用がかかることから、今後の国産化の可能性も極めて低く、関税を無税にすることによる当該品目の国内生産への追加的な影響は乏しい。

以上を踏まえ、1,6-ヘキサンジオールを利用した最終製品の製造コストの抑制を通じた国内関連産業の競争力の強化のために、1,6-ヘキサンジオールに係る基本税率を無税とすることが適当である。

3. 特別特惠関税の適用期限の延長

特惠関税制度は、開発途上国の経済発展を支援する観点から、開発途上国からの輸入物品に対して、一般の関税率より低い関税率（特惠税率）を適用する制度である。特惠関税制度の対象は130か国・地域であり、そのうち後発開発途上国（LDC）44か国に対しては、特別特惠関税制度として、約98%の輸入物品を無税無枠とする一層の優遇措置を講じている。特別特惠受益国は、国際連合総会の決議によりLDCでなくなってから1年以内に特別特惠関税の適用が除外される。

WTOにおいて、2023年10月、LDC卒業国に対する関税の優遇措置について、LDC卒業後の円滑かつ持続的な移行期間を提供することを奨励する旨の一般理事会決定が採択された。諸外国においても、後発開発途上国支援の観点で、EU（独、仏、伊）及び英国がLDC卒業国に対して特惠関税をLDC卒業後も3年適用する措置を導入済みの状況にある。

G7広島サミット等で開発途上国との連携の重要性を訴えてきた我が国としても、特別特惠関税の適用期限を、現行のLDC卒業後1年以内から3年以内に延長することが適当である。

さらに、我が国として、開発途上国との連携を強化していくとの方向性を踏まえ、特惠関税制度全体として、開発途上国の成長に一層寄与するとともに、必要とする国に恩恵が行きわたるものとなるよう、諸外国の制度も参考としつつ、国内事業者等の意見も聴取し、制度の在り方全体を検討し、特惠関税制度の期限到来（令和12年度末）を待たず不断の見直しを図ることが必要である。

4. その他

(1) 納税環境の整備

現行制度において、納付すべき税額等の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものがある場合、電子取引データに記録された事項に関しては、紙の場合と比して、複製・改ざん行為が容易であり、また、その痕跡が残りにくいことから、重加算税が賦課されるときは、その重加算税の額は、重加算税の基礎となるべき税額に10%の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とされている。

近年、請求書等の電子取引において、データの内容の保存及び処理を自動化するシステムが流通していることから、内国税においては、保存及び処理の適正性が確保され、複製・改ざん行為が困難であると認められるなど、一定の要件を満たしている場合、電子取引データに関連する隠蔽・仮装行為について、重加算税の加重の適用対象から除外することとしている。

関税においても、内国税と同様に、輸入取引の電子取引データについて、その保存及

び処理を自動化するシステムを利用した上で、一定の要件を満たして送受信・保存がされれば、その保存及び処理の適正性が確保され、電子取引データの複製・改ざん行為が困難であると認められることから、当該電子取引データに関連する隠蔽・偽装行為について、重加算税の加重の適用対象から除外することが適当である。

(2) レバノンに対する便益関税の適用

便益関税制度は、WTOに加盟しておらず、かつ我が国との間でWTO協定上の最恵国待遇を付与するための二国間通商条約等を締結していない国・地域のうち、我が国に対して最恵国待遇と同様の取扱いをしている国・地域に対し、相互主義の観点からWTO譲許税率を適用する制度である。今般、レバノンより我が国に対し、WTO譲許税率の適用を希望する旨の口上書が接到し、同国を便益関税の対象国に加えることの適否を検討することとなった。

便益関税の適用に当たっては、対象国が関税制度及び貿易制度上我が国を差別しておらず最恵国待遇と同様の取扱いをしていること並びに対象国の社会経済情勢等を踏まえて判断している。レバノンについては、同国の関税法等において、我が国を含め最恵国待遇と同様の取扱いがされていることが確認でき、我が国に対する差別的取扱いは認められない。また、令和5年10月のガザ情勢悪化以降、周辺地域の情勢が不安定化しているが、我が国としても、中東地域の安定化のため連携していく旨を同国と確認している。

以上を踏まえ、令和7年4月1日以降、便益関税の対象国にレバノンを追加することが適当である。なお、情勢不安が続いていることを踏まえ、政令公布まで政府において情勢を慎重に見極めることが必要である。

Ⅲ. 引き続き検討すべき事項

1. 不当廉売関税に係る迂回防止制度

不当廉売関税に係る迂回防止制度の創設については、不当廉売関税制度の実効性を高める意義が認められることから、早期に実現する必要がある。他方、制度設計に当たっては、制度創設の必要性・期待される効果等や制度設計の妥当性・合理性及びWTO協定整合性の確保をはじめとする事項の精査・検討を十分に行い、有識者や関係者等の意見も踏まえ、実効性のある制度を創設することが重要である。こうしたことを踏まえ、早期の制度創設を念頭に、引き続き精査・検討を継続することが適当である。

2. 犯則調査手続のデジタル化

法務省においては、刑事手続の円滑化・迅速化を図るとともに、刑事手続に関与する国民の負担軽減を図ることを目的として、情報通信技術の進展等に対応した刑事手続のデジタル化を実現するための刑事訴訟法等の改正を検討している。

関税法の犯則調査・処分の手続についても、依然として深刻な状況が続いている不正薬物の密輸入をはじめ、益々巧妙化する金地金の密輸入等の犯則事件に厳正に対処するため、犯則調査・処分に係る手続の円滑・迅速な実現を図るとともに、犯則調査・処分に関与する国民の負担軽減を図る必要がある。

これらを踏まえ、刑事訴訟法等の改正が行われる場合には、関税法上の犯則調査手続についても同様に、デジタル化を実現するための制度の見直しを行うことが適当である。